

令和2年度事業計画

【基本方針】

昨年末から始まったコロナウイルスはパンデミックとなり、2020東京オリンピック・パラリンピックも延期となり、北身協としてもコロナウイルスには日々、注意を払っていますが、全道の加盟団体・会員様におかれましても細心のご注意をお願いするものであります。

障がい当事者は、加盟団体会員、非会員を問わず、若年者も中高年齢者も、ともに体力、抵抗力が弱く、日々、特段の注意が必要不可欠なかであっても、障がい者運動や、組織活動を絶やすことはできません。

- 道新コスモス奨学金(継続事業1)は発足当時の道立高等養護学校・道立高等支援学校19校から平成30年度より大きく変わり国立、道立、市立、私立の全59校の養護及び支援の各高等学校と高等部を対象に、且つ昨年度より1名増の70名まで、道新コスモス奨学金の範囲拡大がされました。

これは北海道新聞社会福祉振興基金様のご理解を得て、平成26年度までの明星、ろうあ各8名と道新コスモス52名の合計を上回る奨学金の確保ができたことにより、障がい児者が、これまで以上に勉学に勤しむことができ、家族の経済的な負担を和らげる一助となり、多くの奨学生からのお礼の作文をいただきました。

- 身体障害者福祉総合推進事業(継続事業2)では昨年より6千円減とはなりましたが補助額を確保できましたので、公益目的支出計画を執行して計画期間の短縮が見込まれるようになり、引き続き身体障害者福祉総合推進事業(継続事業2)の安定運営を目指してまいりますとともに、今年度も雇用促進社会参加支援事業の中で財源を確保することが出来ましたので、それぞれの地域で市町村協会の存在と、これまでの身体障がい者施策への取り組みの周知を、強化していかなければなりません。

- 北海道社会参加推進センターの運営費は厳しいながらも昨年度よりも賃金が増額となる予算となり受託事業の管理運営と北海道社会参加推進協議会の運営を行ってまいります。

- 北海道からの受託事業である、障がい者110番運営事業、身体・知的障がい者生活訓練事業、盲ろう者通訳・介助員養成派遣事業(全3系統4事業)となりました。要約筆記者派遣養成事業は聴覚障がい者情報提供センターへ移管となり、総額での予算は減額となりましたが受託料と、前述の社会参加推進センターを合わせて嘱託職員の賃金の確保ができました。平成27年度からは政令都市札幌市からも、継続して受託契約をしており、中核都市の函館市・旭川市からも盲ろう者通訳・介助員養成派遣事業における契約を進めてまいります。

今年度の盲ろう者通訳・介助員養成講座は、厚生労働省の総合支援法に定める基準カリキュラムによる講座の3周期目の後半となり現任研修を北海道そして札幌市との間で協調して取り組んでまいります。

- 北身協の法人運営の柱である加盟団体負担金は、算定をするための基準値を5年間

程度は現状の推移を見ながら組織検討委員会で検討して、前年の会員数から負担金を算出することにしましたので特段のご協力をお願いします。

北身協の法人運営においては、これまでの改革改善、運営努力で飲料自販機を4台まで増やし、その他にも2台から少額の助成金を得ております。

にしんれん収益事業においては、年々、自治会の協力を得ることが困難になり、平成26年度定時総会決議事項にあります様に、助成金の全額を法人会計に組み入れることになり、昨年度の定時総会でも決議されましたが、最盛期の収益からは想像もできない落ち込みで、テレビやネットによる通販事業の影響を受けているなかで、法人会計における貴重な財源であります。

ここ北海道には、身体障がい者手帳交付者が約30万人おりますが、加盟団体においては会員の高齢化と、それゆえに会員数の減少と、新規入会者が見込めない中で引き続き、この問題に関しては新規手帳取得者や若者世代の障がい当事者が障がい施策や地域活動を、どれだけ周知されているか、希望とのギャップ等の調査も必要なことで検討課題であることを承知しております。

このような認識のもと、北海道身体障害者福祉協会は、

- 1 加盟団体活性化のための事業支援（雇用促進・社会参加支援事業）等の実施
- 2 北海道盲ろう者通訳・介助員の養成と派遣事業の充実
- 3 協会運営の更なる基盤固めに取り組むとともに、以下の事業を実施します

【事業の概要】

1 協会の適切な運営

協会の適切な運営を図るため、次の会議を開催する。

(1) 定時総会

令和2年年6月14日（日）ほか、必要に応じ臨時総会を開催する。

(2) 理事会

令和2年5月25日（月）、令和2年11月中旬、令和3年3月中旬ほか、必要に応じ開催する。

(3) 監事会

令和2年5月14日（金）、令和2年10月中旬、ほかに監事には理事会への出席が定款第33条2により義務付けられる。

(4) 全道大会推進委員会

被表彰者選考等及び要望事項整理等のため開催する。

令和2年6月～11月で2回開催のほか、必要に応じ開催する。

第69回全道身体障害者福祉大会深川大会は中止となる。

(5) 組織検討委員会

北身協と加盟団体の将来像に関する会議を開催する。

(6) 加盟団体事務担当者会議

令和2年7月9日(木) 道民活動センタービル(710会議室)

令和2年度事務担当者会議は中止となる。

2 奨学金事業 (奨学金管理運営委員会により運営)

経済的支援の必要な障がい児・者に北海道新聞社会福祉振興基金からの助成金による奨学金を給付し、修学意欲の向上を図る。

- (1) 道新コスモス奨学金 奨学生 70名 奨学金年額 奨学生1人 x 6万円
前年度より1名分の奨学金の増額が認められた。

3 身体障がい者雇用促進・社会参加支援事業

働ける障がい者の雇用を促進し、又は社会参加を支援するために加盟団体又は個人が行う事業等に対して助成する。

会員の増加にむけて加盟団体が企画立案に取り組み、北身協が財源を助成する。

(1) 対象事業例

- ・ 雇用促進を目的とした研修会、研究集会等
- ・ ハローワーク(職業安定所)との協議会、情報交換等
- ・ 企業等訪問活動
- ・ 就業のための相談活動
- ・ 健康管理、健康増進のための研修会等
- ・ スポーツ、運動、レクリエーションの活動又は講習会等
- ・ スポーツ、運動に必要な器具の購入
- ・ 全道規模の福祉大会及びスポーツ大会への参加支援(助成対象団体が負担、支援を実施した場合に限る)
- ・ 日本身体障害者福祉大会への参加支援
- ・ 全道の身体障がい者に加盟団体の周知を図る活動等(市町村協会が未入会の身体障がい者へ市町村協会の周知を図る活動を行い、その成果として新規会員の獲得等につなげる)
- ・ 福祉機器、自助具の開発
- ・ その他、障がい者の社会参加に寄与すると認められる事業

(2) 参加予定数 20団体程度

(3) 予算額 1,210千円(助成額は65万)

4 情報通信技術講習会等事業の実施

パソコン操作習得の機会を得ることが難しい障がい者を対象とした初心者向けパソコン教室を開催するなど、パソコンを活用することで障がい者の社会参加と就労の促進に寄与することを目的とする。

(1) パソコン教室の開催

日時 令和2年7月～10月(各会場 3日間)

場所 道内6箇所程度を予定

定 員 各会場10名程度

(2) パソコンボランティアの派遣事業の実施

ボランティアを登録し、要請により派遣することが目的であるが、昨今では技術的な面での電話対応が主流となり、ボランティアの派遣は皆無となっている。

(3) パソコン貸与事業の実施

加盟団体会員へ北身協が保有するパソコンを最長3ヶ月間、貸与する。

5 啓発・広報と組織活動

(1) 機関誌「北海道身体障害者新聞」の発行

協会の事業内容、国・道の施策、各団体の活動等を掲載し、障がい当事者の連帯意識の高揚を図るとともに、広く道民に障がい者に対する理解を深めてもらうことをねらいとして機関誌「北海道身体障害者新聞」を発行し、会員並びに全国の関係機関、関係団体等へ配布する。

毎月25日 9,000部発行

(2) ホームページの充実

インターネットを活用し、協会の活動内容や最新の情報等をより広く提供することと、にしんれん収益事業の活用を目的とする。

[URL] <http://www.hokusinkyō.or.jp>

平成24年度以降、事務局長がWeb管理者となり、即時更新作業を行い、法人会計等の支出を抑え経費の削減に努めてきている。

6 第69回全道身体障害者福祉大会深川大会の開催(中止)

北身協と深川身体障害者福祉協会の主催で開催する。

日 時 令和2年9月20日(日)
会 場 深川市5条7番20号 文化交流ホール「み・らい」
参加者 500人(予定)
内 容 知事表彰 北海道善行賞
会長表彰 自立更生者・援護功労者・特別功労者
大会宣言・大会決議・要望事項採択等

7 他組織との相互協力・連携

(1) (社福)日本身体障害者団体連合会(日身連)

(ア)日身連主催会議・研修会等への出席

- 日身連評議員会 定例会 年2回
第1回定例評議員会 令和2年6月3日(水) 広島県広島市(中止)
第2回定例評議員会 令和3年3月中旬 東京都
- 日本身体障害者福祉大会ひろしま大会
全国の日身連加盟団体からの参加者数は約1,500名程度
日 時 令和2年6月3日(水)・4日(木) (中止)
場 所 広島県 広島市(中部・四国ブロックの輪番)

※ 令和3年度は福岡県福岡市での開催予定（九州ブロックの輪番）

(イ) 調査・研究等への協力

(ウ) J R ジパング倶楽部への加入促進、更新手続きを進める。

加入者数 約100名（令和2年3月末現在）

(2) 東北・北海道ブロック身体障害者団体連絡会団体長等会議(中止)

参加対象 会長・常務理事（事務局長）

日時 令和2年宮城県障がい者福祉協会より中止の連絡あり

場所 宮城県仙台市（宮城県障がい者福祉協会の輪番）

(3) DPI北海道ブロック会議

共通の課題等について共働を進める。

8 組織強化活動

(1) 組織検討委員会の開催（再掲）

今後の北身協と加盟団体の在り方、協会運営について検討協議する。

(2) 加盟団体事務担当者会議の開催（再掲）

業務の円滑な推進を期すとともに加盟団体の活性化などについて協議する。

日時 令和2年7月9日（木）

場所 道民活動センタービル（710会議室）

9 自主財源の確保

組織の充実強化を図るため、自主財源の確保に努め収益事業の安定と拡充を図る。

(1) 賛助(機関誌広告)会員の確保

(2) にっしんれん収益事業の企画提案

(3) 自動販売機収益事業の拡大拡充

10 北海道障害者社会参加推進センターの運営

地域における障がい者の自立生活と社会参加を推進することを目的として「北海道障害者社会参加推進センター」を運営する。

(1) センターの適正かつ円滑な運営を図るため、次の協議会を置く

北海道障害者社会参加推進協議会（会長 藤田 孝太郎 委員数17人）

身体障害者部会（部会長 吉澤 季孝 委員数10人）

知的障害者部会（部会長 樋口 賢治 委員数8人）

精神障害者部会（部会長 根深 昌博 委員数7人）

構成団体の事業計画報告 令和2年8月頃を予定

構成団体の実施状況報告 令和3年2月頃を予定

(2) 「障害者社会参加総合推進事業」の実施（受託事業）

(ア) 「障がい者110番」運営事業

障がいのある方やそのご家族からの、様々な法的手続きや人権等にかかる相談を受け、相談内容により弁護士による助言を行う。

専用電話 011-252-1233

同FAX 011-252-1235

弁護士 2名委嘱

(イ) 生活訓練事業

身体・知的の在宅障がい者に日常生活及び社会生活に必要な知識や技術を習得してもらう。

(ウ) 盲ろう者通訳・介助員養成講座、派遣事業

重度盲ろう者のコミュニケーション及び移動等の支援を行う通訳・介助員を派遣することにより、その自立と社会参加を図る。

また、通訳・介助員の技術の向上を目的に現認研修を開催する。

派遣対象 視覚障がいと聴覚障がい重複しており、その程度が1級又は2級であること

通訳・介助員 一定の研修を終了し、知識・技能を持つ者であること

登録 利用者、通訳・介助員とも当協会に登録が必要

現任研修 令和2年9月～全7回 選択科目42時間

11 障がい者に関する各種行事・大会への後援

障がい者に関する諸団体より各種行事・大会への後援依頼があれば名義後援をする。

12 特記事項

公益法人では、一般社団法人に移行した際に定められた法律があります。

(ア) 公益目的支出計画の執行は移行時に定められた期間以内に終了する

(但し、急激な支出計画の執行は、その後の資金需要に影響を与えかねない)

(イ) 公益目的支出計画の執行には資金を法人会計からの繰り入れは、認められる。

(ウ) 公益目的支出計画の執行には資金を法人会計へ繰り入れることは認められない。

(概略)

平成22年9月7日に行われた、地方自治法第199条第7項の規定により行われた平成21年度を対象にした監査で142万205円の返還命令があり、同年12月に臨時総会を開催して補正予算の承認を得て返還、その後、おおむね3年間の指導監査の対象となり、2年間の指導監査がおこなわれました。

北海道身体障害者福祉協会では、今後、繰り返してはならない出来事として現在まで厳粛に事業運営と、各事業会計処理を行っており、当時の忌まわしい歴史の繰り返しは、絶対に起こしてはならないことであります。